

○国土交通省告示第八十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和五十五年建設省告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 住宅の居住のための居室にあつては、床面において五十ルクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。</p> <p>第二 窓その他の閉口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一第三号又は第四号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。</p>	<p>第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二 窓その他の閉口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一第三号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。</p>

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。